

こどもの居場所ネットワーク事業運営業務委託仕様書

1 委託業務名

こどもの居場所ネットワーク事業運営業務

2 業務の目的

豊中市こどもの居場所ネットワーク事業実施要綱（以下、要綱という）に基づき、下記3点のとおりとする。なお、本仕様書におけるこどもの居場所（以下、居場所という）は、こども食堂や無料又は低額の学習支援等を行う地域の居場所のことをさす。

- ❶ 居場所を全小学校区に展開すること
- ❷ 居場所が学校・関係機関と連携し、こども（家庭）を支援する仕組みづくり
- ❸ 居場所の安定的な運営に向けて諸資源を確保する仕組みづくり

3 契約期間

契約期間等は下記のとおりとする。

契約期間：契約締結日から令和12年(2030年)3月31日まで

履行期間：令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで

契約形態：委託契約

※なお、契約締結日から令和7年(2025年)3月31日までに業務の運営に向けた業務準備および引継ぎを行うものとする。業務準備および引継ぎ期間中における経費は受託者の負担とする。

4 委託業務内容

（１）こどもの居場所コーディネーターの配置に関すること

業務実施にあたっては、要綱第2条のこどもの居場所コーディネーターにおける市域コーディネーターを配置し、「2 業務の目的」の❶～❸に基づき、下記（２）～（１１）を実施するとともに、圏域コーディネーターを配置すること。

圏域コーディネーターは、担当する圏域において、主に下記（２）～（４）を市域コーディネーターと連携しながら実施し、必要に応じてその他の項目について市域コーディネーターをフォローすること。

圏域とは、日常生活圏域¹を基本として設定し、市域全域をカバーするものとする。なお、圏域コーディネーターの配置は、1人1圏域に限らず、市と協議のうえ、複数人の配置、よりきめ細かな圏域数の設定や、圏域の区分けを変更することも可とする。

<個別団体支援>

（２）個別団体の居場所づくりの支援に関すること【目的❶】

- 公民問わず、多様な居場所の立ち上げや、既存の居場所の新たな取組み等、居場所づくりに関する個別の相談・支援を行うこと。
- 実施にあたっては、持続可能性をもつため諸資源を持つ法人や事業者と可能な限り連携する

こと。

- 居場所の立ち上げについては、既存の居場所がない小学校区において、毎年度新規でおおむね5校区以上の支援をすること。また、全小学校区に展開後は、その維持に努めること。

＜日常生活圏域ネットワーク＞

（３）日常生活圏域ネットワークの構築に関すること【目的②③】

- 要綱第５条に基づき、交流会又は勉強会として、おおむね日常生活圏域ごとの居場所ネットワーク会議を、圏域の状況を見ながら必要に応じて各年度7回以上開催すること。
- 地域福祉ネットワーク会議こども部会に参加するとともに、こどもの居場所ネットワーク加盟団体の参加の調整を行うこと。

（４）こどもの居場所相談支援ネットワーク（セーフティネット機能）に関すること【目的②】

- 要綱第２条に基づき、居場所に来ているこどものうち、児童育成支援事業受託者および豊中型認定居場所運営者（以下、支援型居場所という）や学校、関係機関等と連携した支援が必要と見込まれるこどもで、本人及び保護者同意が取れている場合に関して、居場所と支援型居場所等の連携に向けた対応・調整を行うこと。
- 居場所ネットワーク加盟団体の活動内容や支援内容を把握し、学校や関係機関等からの居場所を必要とするこどもに関する居場所の紹介や、必要に応じて、支援型居場所へのつなぎ等の調整を行うこと。
- 児童育成支援拠点事業受託者と緊密に連携し、同事業で蓄積された支援スキル等を学ぶ勉強会を開催する等、居場所ネットワーク加盟団体運営者等のスキルアップを図ること。

＜市域ネットワーク＞

（５）市域の居場所ネットワークの構築に関すること【目的①③】

- 要綱第３条、第４条に基づき、居場所ネットワーク加盟団体の登録等に関する業務を担うこと。

（６）市域の居場所ネットワーク会議に関すること【目的①②③】

- 要綱第６条に基づき、居場所の充実やこどもを取り巻く様々な課題の解決に向けて、居場所間の情報共有や連携等の検討を行う市域の「こどもまんなか円卓会議」（以下、円卓会議という）を各年度１回以上実施すること。

（７）居場所の多様化・継続運営・自立に向けた支援に関すること【目的①③】

- 各居場所の取組みの充実や多様化、継続・自立した運営に向けた支援を行うため、こども食堂や学習支援等、居場所の形態に特化した交流会・勉強会を各年度3回以上実施すること。

＜人材育成・支援＞

（８）居場所ボランティアの募集・育成に関すること【目的①③】

- 各登録居場所の安定的な運営に向けて、居場所ボランティアの募集およびマッチングを行うこと。
- 居場所等での支援者の発掘、養成、居場所とのマッチングを行う講習会を各年度3回以上実施すること。実施にあたっては、居場所でのボランティア体験や運営者との交流等、居場所

の現場について学ぶことができる内容を組み込むこと。

(9) 居場所づくり人材バンクの運営【目的①③】

- 居場所等の多様なニーズへの対応を行うため、知識と経験が豊富な団体・個人等を人材バンクとして確保し、居場所のニーズに合わせて派遣を行うこと。
 - ・具体的な業務としては、人材バンクの人材募集、人材管理、派遣調整、広報等を行うこと。

派遣人材例は、下表のとおりとする。

目的	具体的内容	派遣人材例
居場所の運営力・支援力向上	こども理解・関わり方相談、事務支援等	関係機関、法人等
こどもへの支援	体験プログラム提供等	市民、法人等

- ・派遣にあたっては、各年度、7団体以上に派遣すること。

<資源・情報支援>

(10) 物資等の支援に関する事【目的①③】

- 企業や団体、個人からの物資や資金等の寄付があった場合、居場所とのマッチングに関する連絡・調整を行うこと。
- 居場所で活用できる場所や物資、各種助成金等の資源情報について、必要に応じて関係機関と連携しながら、支援者向けに発信すること。

(11) 居場所づくりポータルサイトの運営に関する事【目的①③】

- 居場所ネットワーク加盟団体の登録関係業務、居場所の支援、寄付等の資源獲得、居場所の利用者への広報等を行う明確な窓口としてのポータルサイトの運営を行うこと。
- 必要に応じて、ポータルサイトと連携したSNSによる発信を行うこと。
- 具体的には、下記の掲載内容例を含む
 - ・居場所づくり人材バンクに関する事《委託業務内容（9）》
 - ・居場所ネットワーク加盟団体の登録に関する事《委託業務内容（5）》と紹介
 - ・企業や団体、個人からの寄付等の受付、寄付先の紹介、調整及び活用状況報告並びに各種助成金等の紹介《委託業務内容（10）》
 - ・居場所づくりやこどもに関する講座等の周知に関する事
 - ・その他

5 年度別業務計画書、月次業務報告書、年次事業報告書(成果品)

業務実施にあたっては、下記3点を作成し、事務局に提出すること。

作成にあたっては、必要に応じて、対象エリアの圏域コーディネーター又は、その地域の特性を把握し、支援者等を支援する当該地域の拠点となりうる支援者と調整のうえ、作成すること。

(1) 年度別業務計画書

- 「4 委託業務内容」についての年度別の事業計画書を作成し、初年度は履行開始日から14日以内に、以降の年度はその前年度末までに提出すること。

(2) 月次業務報告書

- 月毎に「4 委託業務内容」の各項目別に取り組み内容をまとめた月次業務報告書を作成し、報告内容を記載した月の翌月10日までに提出すること。ただし、最終月分については、年度末までに提出すること。

(3) 年次事業報告書

- 毎年度の事業完了後、年次事業報告書を作成し、当該年度の3月末日までに提出すること。

6 受託者の業務実施体制及び義務

- 本業務の実施にあたり、統括責任者1人、担当者1人以上を配置すること。
- 業務を円滑に進めるため、受託者は市と密接に連絡を取り、相互に確認を行うとともに、市から報告（進捗状況、疑義回答等）を求められたときは、速やかに報告すること。
- 「4 委託業務内容」を業務の主たる部分とし、当該業務の実施にあたり付随的又は補助的な業務については、事前に市と協議し、承認を得たものに限り再委託を可とする。

7 契約終了時の業務の引継ぎ

- 受託者は本契約終了時（契約解除により契約が終了した場合を含む。以下同じ。）、本業務を他の者に引き継ぐ必要がある場合は、本契約期間中に引継期間を設け、次期受託者が円滑に業務を行えるよう十分な引継ぎを行うこと。その際、市および次期受託者からの資料等の請求は、受託者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が認めた場合を除き、すべて応じるものとする。また、契約終了時に受託者が業務上必要な処理等で途中にあるものが発生した場合は、事務の種類やその状態を明確にし、次期受託者が速やかに業務を遂行できるようにすること。

8 その他

本仕様書に特に定めのない事項については、市と受託者が協議のうえ定めるものとする。

¹ 主に福祉分野で活用されている、市域を7つに分けた区域のこと。